

## 「学位に付記する専攻分野の名称」の在り方に対する具体的提言について（構成案 8.）

## 提言（望ましい在り方）に向けて検討すべき課題

## 1. 英名表記に対する一定のルール化

「構成案」8 節での提言

- (1) 学士、修士、博士のレベル制を維持すること
- (2) 分野名は学問体系が確立した、上位の学問分野の名称をもって充てること
- (3) 下位の専門分野（具体的な重点分野）を示すことをある程度容認すること  
 例えば、(1) of (2) in (3) の階層化の適用  
 ディプロマ・サプルメント（学位証書補足資料）の併用によって教育課程編成上の特性を表し、かならずしも学位の英名表記に細かな専門分野を記載しない手法をとることも考えられる

## 英名表記について検討すべき課題

(1) 学士、修士、博士のレベル制を維持すること

学士（Bachelor）、修士（Master）、博士（Doctor）の英訳は国内外でも定着

➤ 専門職学位の英名表記に関する提言の有無

→ 言及しないのであれば、その理由

（ただし、下記の問題点は指摘されるべき）

\* 専門職学位（専門職大学院の課程を修了した者に対し授与する学位）

例： XX 修士（専門職）、法務博士（専門職）、教職修士（専門職）

➤ 法務博士（専門職）のみ *Juris Doctor* の英名表記が通用➤ それ以外では、専門職学位と「修士（専攻分野の名称）」に同じ英名表記が存在例： 経営学修士（専門職） *Master of Business Administration (MBA)*修士（経営学） *Master of Business Administration (MBA)*

現状に対して、英名表記から両者の相違が判別されない問題は指摘しておくべき

→ どのような区別が望ましいかについて提案の有無

(2) 分野名は学問体系が確立した、上位の学問分野の名称をもって充てること

学問体系が確立した、上位の学問分野とは具体的にどの分野であるか

➤ 該当する「学問体系が確立した、上位の学問分野」（のリスト）の提示の有無

→ 提言に、少なくとも例示することは期待されている

（例示しないのであれば、その理由）

➤ 学術会議として「上位の学問分野」であると判断する根拠

→ しかるべき了承を得る必要はないか

(3) 下位の専門分野（具体的な重点分野）を示すことをある程度容認すること

(1) of (2) in (3) の階層化の適用については合意

➤ 具体的に「どの程度」であれば容認されるのか

→ 大学の判断・良識に委ねるのであれば、そのように言及すべき

→ 少なくとも英名表記の階層化の例を示すことは求められている

## 2. 和文名称の表記方法

「構成案」8節での提言

学位に括弧書きで付記される専攻分野の名称の望ましい在り方

- ・学位を与える課程（プログラム）を反映した、合理性、妥当性（適切性）、国際性を備えたものとする
  - 学位に付記する専攻分野の名称と、教育組織上の分野の名称は、かならずしも同一であることは求められていない
- ・コアとなる学びの領域をあらわす、(1)学問体系が確立した学問分野、(2)より具体的な専門の重点分野、のいずれかとし、かつ以下の要件を満たすものとする
  - ① 関連する分野の名称として、一般性かつ通用性があること
  - ② 学士の学位に関しては、その教育課程（カリキュラム）が専門基礎教育と教養教育・共通教育から構成されることを考慮し、より広い学問分野を付記することが望ましいこと
  - ③ 学際・複合領域については、構成要素となっている分野を複数並列させ、一定の認知を得ている名称を付記することも排除しないこと  
例えば、環境情報、総合政策、など
- ・シンプルな仕組みを基本とする
  - 具体的な専門の重点分野は、学位に付記せず、学位記に記すことも考えられる

「学位に付記する専攻分野の名称の在り方」についての学術会議の提言は、学問の動向をふまえ、また学術会議による「分野別の教育編成上の参照基準」策定の状況に照らして、定期的に見直し改訂するための仕掛けを学術会議内に設けることが望まれる

### 和文名称の表記方法について検討すべき課題

学位に括弧書きで付記される専攻分野の名称の望ましい在り方

➤ 平成3年の大学審答申、学位規則改正の趣旨に鑑み、学士、修士、博士の学位の種類を列挙する方式に戻ることは考えられない

→ 以下の表記方法は、提言の範疇に入らない

○○学士（専攻分野の名称）、○○修士（専攻分野の名称）、

○○博士（専攻分野の名称）

学位を与える課程（プログラム）を反映した、合理性、妥当性（適切性）、国際性を備えたものとする

学位に付記する専攻分野の名称と、教育組織上の分野の名称は、かならずしも同一であることは求められていない

- ▶ 平成3年の大学審答申では、「出身学部に冠した専攻分野名（必要に応じ学科に冠した専攻分野名）等を付記する」ことが想定されていた
- ▶ 教育研究の多様化、学際領域への展開等の趨勢に対応し、各大学の教育研究の柔軟な設計を可能とするために、大学設置基準上、学士の種類は廃止するが、各学生がどの方面の分野を履修したかを明示することは社会的にも有用であるとの考えによる（結果として、付記名称の多様化が進展）
- 学位規則改正、大学設置基準改正から20年を経て、改正後の状況を見直し、大学の変化と時代の要請に応じた新たな「学位に付記する専攻分野の名称の在り方」の考え方を提示する（当分科会の提言の論拠）
- ▶ 学士が学位として位置付けられた理由としても、国際性は看過できない  
「また、学士については、我が国では伝統的に大学の学部を卒業した者の称号とされてきたが、国際的には、大学の学部段階の修了の証明として、第一学位に位置付けられていることが多く、この際、我が国においても、学士を学位として位置付けるのが適当である。」「大学教育の改善について（答申）」

コアとなる学びの領域をあらわす、

- (1) 学問体系が確立した学問分野、
- (2) より具体的な専門の重点分野、のいずれかとし、かつ以下の要件を満たすものとする
  - ① 関連する分野の名称として、一般性かつ通用性があること
  - ② 学士の学位に関しては、その教育課程（カリキュラム）が専門基礎教育と教養教育・共通教育から構成されることを考慮し、より広い学問分野を付記することが望ましいこと
  - ③ 学際・複合領域については、構成要素となっている分野を複数並列させ、一定の認知を得ている名称を付記することも排除しないこと  
例えば、環境情報、総合政策、など

シンプルな仕組みを基本とする

- ▶ 和文名称の表記方法に、英文表記の階層性をそのまま反映させることはできない
- ▶ シンプルな仕組みとしては、括弧内に、学問分野と専門分野の併記は望ましくない
- 拠って立つ学問分野が明示ないし暗示されることを前提に、  
「専攻分野 = concentration」と考え、(1)(2)の選択は各大学の自主性に委ねるべきではないか

〔参考〕

学位制度の見直し及び大学院の評価について（答申） 大学審議会 平成3年2月8日

I 学位制度見直しについて

1 学位制度見直しの必要性

略

2 見直しの具体案

(1) 以上のような観点から、現行の博士の学位については次のような改善を行うことが適当である。

1. 課程制大学院制度の趣旨に沿ってすべての分野において博士の学位の授与の円滑化を図るとともに、学術研究の高度化、学際領域への展開等の状況に柔軟に対処するため、博士の学位の種類について学位規則により限定的に列挙するという現行の方式は、廃止する。
2. しかしながら、どの専攻分野で学位が授与されたかを表示することは社会的に有用であるので、各大学院において博士の学位を授与する際には、その定めるところにより、専攻分野を表記して授与することとする。
3. 以上により、〇〇博士のごとく博士の種類を専攻分野の名称を冠して学位規則上列挙することは廃止し、学位規則上は単に博士とする。
4. また、博士の学位についても、課程博士を基本とするが、論文博士は存続させることとし、その表記についても、課程博士と同様とする。（下線引用者、以下同様）

(2) 本審議会においては、この改善案を実施する場合の具体的問題点について、さらに検討を行ってきたが、その概要は、次のとおりである。

ア 学位記上の博士の学位の表記

学位記における博士の学位の表記については、以下のように取り扱うことが適切である。

- 学位記には、各大学院の判断により、適切と考える専攻分野の名称を表示するものとする。
- その場合、各大学院の授与する学位記には、博士（〔専攻分野〕）と表記するものとする。
- 表示する専攻分野の名称については、課程制博士の趣旨から、過度に細分化するよりは、現行の博士の種類程度のまとまりを基本としつつ、
  - ① 現に当該専攻分野を対象とする博士課程研究科はあるが、現行学位規則の博士の種類としては規定されていない分野
  - ② 「文学」など、ある程度の細分化が適当であると考えられる分野
  - ③ 学際領域や新しい専攻分野については、学問の性格やその進展に応じて、現行の博士の種類にない名称を加えることが考えられる。
- このように、現行の博士の種類にない専攻分野の名称を加えることができることとした場合も、学際分野や新分野については、さらに学問の進展を見極める必要がある分野も存ずると考えられることから、従来の学術博士と同様、学際分野や新分野を対象とし

て「博士（学術）」と表記することもできることとする。

- なお、表示する専攻分野等の名称については、一定のガイドラインが設定されることが望ましいと考えられる。しかしながら、公的なガイドラインを設定することは、新たな画一化を招く恐れもあるため、ガイドラインを設定するかどうか及びその内容については、大学団体や学会の判断に委ねることが適当である。

#### イ 設置認可との関係

- 大学院の設置認可の際には、教育課程、教員組織等の審査の一環として、学位記上表示する専攻分野の名称についても適切かどうか審査することが望ましい。
- なお、設置認可の際の学位記上表示する専攻分野の名称についての審査に当たっては、各大学院の自主性を損なわないよう弾力的に審査を行う必要がある。

#### ウ 実施時期

- この改善案は、課程制博士の趣旨を徹底し、学位授与の円滑化を図る観点から実施するものであり、関係法令の改正後、ただちに適用することが適当である。

### 3 博士の学位の見直しの際併せて講じられるべき施策

#### (1) 略

- (2) また、博士の学位の見直しに伴い、修士の学位についても、学位規則上は専攻分野を列挙せず、単に修士とし、学位記上は各大学院の判断により、適切な専攻分野を表記し得るものとすることが適切である。

その際、学位記上の表記等についても、おおむね博士の学位の取扱いに準ずることが適切であるが、表記する専攻分野については、職業資格との関連等を踏まえ、ある程度細分化する必要もあるものと考えられる。

### 大学教育の改善について（答申） 大学審議会 平成3年2月8日

#### I 大学教育改善の基本的考え方

略

#### I 主要事項について

#### 1 大学設置基準の大綱化等について

##### (1) 教育内容・方法に関する事項

- a 開設授業科目及び卒業要件
- b 単位の計算方法
- c 授 業
- d 学 士

- ① 「学士」とは、大学を卒業した者に対する称号であり、現行の大学設置基準において、文学士、法学士、工学士、教養学士等 29 種類が定められている。

学士の種類は、「大学設置基準」の前進である「大学基準」（大学基準協会制定）では、「学士の上に冠してその種別を示す名称は原則としてその出身学部名によるもの

とする」とされ、大学設置基準制定時に、基本的な学部名に限定して定められたものである。学部の種類の多様化もあり、現在ではむしろ履修した専攻分野を表示するという性格が強くなってきている。

- ② ところで、大学における教育研究活動は、絶えず、新分野、学際的・複合的分野へと展開を遂げつつあり、これに伴い学部の種類も増加の一途をたどっている（現在91種類）が、学士の種類については、大学設置基準上29種類が定められているにとどまっております、多様化する教育研究に必ずしも対応しきれておらず、むしろ、学部・学科の新設などの場面では、教育研究の柔軟な設計を阻害する一因になっているとの指摘もある。
- ③ したがって、教育研究の多様化、学際領域への展開等の趨勢に対応し、各大学の教育研究の柔軟な設計を可能とするために、大学設置基準上、学士の種類は廃止し、単に「学士」とすることが適当である。
- ④ なお、大学設置基準上、学士の種類を廃止しても、各学生がどの方面の分野を履修したかを明示することは社会的にも有用であると考えられるので、卒業証書等の表記においては、出身学部に冠した専攻分野名（必要に応じ学科に冠した専攻分野名）等を付記することができるよう配慮すべきである。
- ⑤ また、学士については、我が国では伝統的に大学の学部を卒業した者の称号とされてきたが、国際的には、大学の学部段階の修了の証明として、第一学位に位置付けられていることが多く、この際、我が国においても、学士を学位として位置付けるのが適当である。

大学設置基準等及び学位規則の改訂について（答申） 大学審議会 平成3年5月17日

#### IV 学位規則改正要綱

##### 第一 大学が行う学位授与に関する事項

学校教育法の改正により学士が学位に位置付けられたことに伴い、大学が行う学士の学位授与の要件についての規定を新たに設け、大学が当該大学を卒業した者に学士の学位を授与することとすること。

##### 第二 学位授与機構が行う学位授与に関する事項

略

##### 第三 博士等の種類の廃止及び専攻分野の表記に関する事項

博士及び修士の種類を規定上廃止し、大学及び学位授与機構は学位を授与するに当たっては、適切な専攻分野の名称を付記するものとすること。

##### 第四 学位授与報告書の簡素化に関する事項

博士の学位を授与した場合に文部大臣に提出する報告書の様式を簡素化すること。

##### 第五 施行期日

この改正は、平成3年7月1日から施行するものとする。 （下線は引用者）

平成3（1991）年以前の学位の種類

博士の種類（19種類）	修士の種類（28種類）	学士の種類（29種類）
平成3年改正前の学位規則第2条，別表第1及び別表第2		平成3年改正前の大学設置基準第4条第1項，第34条及び別表第4
文学博士 教育学博士 神学博士 社会学博士 法学博士 政治学博士 経済学博士 商学博士 経営学博士 理学博士 医学博士 歯学博士 薬学博士 保健学博士 工学博士 農学博士 獣医学博士 水産学博士 学術博士	文学修士 教育学修士 神学修士 社会学修士 国際学修士 行政学修士 法学修士 政治学修士 経済学修士 商学修士 経営学修士 理学修士 医科学修士 歯科学修士 薬学修士 看護学修士 保健学修士 衛生学修士 栄養学修士 工学修士 芸術工学修士 商船学修士 農学修士 水産学修士 家政学修士 芸術学修士 体育学修士 学術修士	文学士 教育学士 神学士 社会学士 教養学士 学芸学士 社会科学士 法学士 政治学士 経済学士 商学士 経営学士 理学士 医学士 歯学士 薬学士 看護学士 保健衛生学士 鍼灸学士 栄養学士 工学士 芸術工学士 商船学士 農学士 獣医学士 水産学士 家政学士 芸術学士 体育学士

オックスフォード大学の学位（途中報告：調査継続中）

Doctor of Divinity  
Doctor of Civil Law  
Doctor of Medicine  
Doctor of Letters  
Doctor of Science  
Doctor of Music  
Doctor of Philosophy  
Doctor of Clinical Psychology  
Doctor of Engineering

Master of Surgery  
Master of Science  
Master of Letters  
Master of Philosophy  
Master of Studies  
Master of Theology  
Master of Education  
Master of Business Administration  
Master of Fine Art  
Master of Public Policy  
Master of Arts .....

Bachelor of Divinity  
Bachelor of Civil Law  
Magister Juris  
Bachelor of Medicine  
Bachelor of Surgery  
Bachelor of Letters  
Bachelor of Science  
Bachelor of Music  
Bachelor of Philosophy  
Bachelor of Arts  
Bachelor of Fine Art  
Bachelor of Theology  
Bachelor of Education